



## Topic1

### ～財産債務調書制度が改正されました～

2023年分から、これまで財産債務調書の提出が不要だった方にも影響が及ぶ改正です。

#### 1. 提出義務者の範囲拡大

12月31日時点で財産の総価額が10億円以上の者も新たに提出義務が生じます。

	改正前	改正後	改正の影響
提出義務者	所得金額 2,000万円超 かつ 12月31日時点で 総資産3億円以上 又は 有価証券等1億円以上	12月31日時点で 総資産10億円以上 (所得基準なし) も提出義務者に加える。	総資産10億円以上の特に高額な資産保有者については、所得基準によらず提出義務が生じる。
提出期限	翌年3月15日	翌年6月30日	提出期限が緩和され事務負担が軽減される。

#### 2. 提出期限が翌年6月30日まで延長

翌年3月15日から翌年6月30日に延長となりました。

#### 3. 有恕規定（ペナルティ）の判断基準の設置（国外財産調書を含む）

提出期限内に未提出の場合又は期限内に提出した調書に記載漏れがあった場合、過少申告加算税等5%加重される場合があります。

#### 4. 省略できる記載内容の緩和

省略基準額が引き上げられ、取得価額300万円未満の家庭用財産は記載省略が可能となりました。

### POINT

【新たに提出義務が発生する例】

- ① 中小企業オーナー（役員報酬は1,800万円だが、自社株式の評価額が10億円を超えている方）
- ② 個人投資家（特定口座で上場株式等を約10億円保有し（源泉分離課税）、これまで確定申告をしていなかった方）

上記をご確認頂き、提出義務の対象者となる可能性が高まった方は、適正な申告のため、財産や自社株式の時価をきちんと把握しまとめておくことが大切です。また、定期的な株価評価をご依頼下さい。

## Topic2

### ～上場株式等に係る配当所得等の課税の特例（大口株主等の見直し）～

2023年10月1日以降に支払われる上場株式等の配当等について適用される改正です。

「大口株主等」の範囲が拡大されます。

（大口株主等とは、内国法人の発行済株式等の3%以上を有する個人をいいます）

改正後：大口株主等の判定において、個人株主の保有割合だけでなく、同族会社※との合計で保有割合が3%以上となる場合には、大口株主等として総合課税の対象となります。

※同族会社とは、3株主グループ以下で発行済株式総数の50%超を保有する会社等をいいます。

#### 【例】

上場会社A社の発行済株式等のうち、個人株主であるB氏が2%、B氏が保有する同族会社が1.5%所有している場合

	改正前	改正後
株式保有割合	2%	3.5% (2%+1.5%)
大口株主等の判定	非該当	該当
課税方式	申告分離課税等を選択可能	総合課税



## Topic3

## ～相続税・贈与税が改正されました～

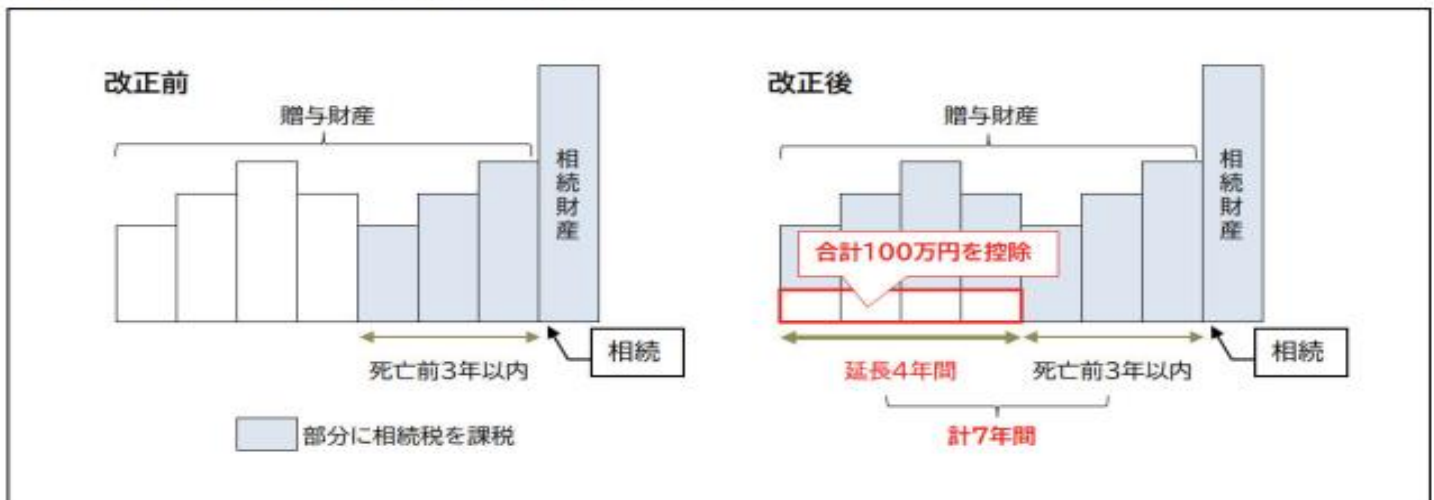
2024年1月1日以降の贈与により取得する財産に係る相続税の制度が変わります。改正のポイントは2つです。

### 1. 相続税の課税対象となる生前贈与（暦年贈与※）の期間が相続開始前3年以内から相続開始前7年以内に延長されました。

※暦年贈与とは

1月1日から12月31日までの1年間（暦年）で贈与を受けた額が110万円以下であれば、贈与税がかからない仕組みです。

#### ●改正前後における相続税の課税価格の比較



#### ◆相続の開始時期による影響

2026年12月以前 / 加算期間は3年のため改正の影響はありません

2027年1月以後～2031年12月 / 加算期間の延長が開始します

2031年1月以降 / 加算期間は7年となります

なお、延長した4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算しないこととなっています。

### 2. 相続時精算課税制度による贈与に、基礎控除110万円が創設されました。

これまでは贈与財産は全額相続財産に加算する必要がありましたが、基礎控除110万円以下の贈与財産は持ち戻されないこととなりました。また、この部分の贈与税の申告も不要とされました。

#### ◆相続時精算課税制度とは

暦年贈与制度と選択できる贈与税の制度です。贈与時には軽減・簡素化された贈与税のみを支払い、その後の相続発生時に、そのほかの相続財産と合計して相続税を計算し、既に支払った贈与税と精算する制度です。なお、2,500万円までの価額であれば、贈与税は課税されずに贈与することができます。

同制度を利用するためには、贈与税の申告書の提出期間内に「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。なお、贈与税の申告書を提出する必要がある場合は、届出書を申告書に添付して提出することになります。

贈与税の申告書を提出する必要がない場合は、届出書を単独で提出することになります。

また、同制度を一度選択すると、暦年贈与制度へ変更することができません。

**POINT** 上記2. の改正で、年間110万円までは非課税で贈与できることとなり、同制度の使い勝手がよくなったことから、相続税対策への効果が期待されますが、暦年課税との比較検討が重要となりますので、お気軽に弊所へご相談ください。